

## 1 妊娠・出産・子育てに関するもの

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
健康センター	不妊治療費助成事業	・指定医療機関で受けた保険診療の体外受精及び顕微授精の治療過程に要した費用の一部を助成するもの。 ・特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療に要した費用の一部を助成するもの。	・特定不妊治療の保険診療でかかった自己負担分。ただし、1回の治療費から加入保険等に規定する給付を差し引いた額で、1回の治療につき15万円まで、助成回数は治療開始時の妻の年齢による。 ・特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療を行った場合、1回の治療につき15万円まで助成する。	(1)富山県知事が指定する医療機関において不妊治療を受けている者 (2)体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めないと主治医が判断している (3)夫婦間（事実婚を含む。）の妊娠を目的とし、配偶者以外から精子又は卵子の提供を受けない者 (4)夫婦の両方又は治療した本人が市内に住所を有しており、かつ申請受付日において市内に1年以上住民票があること。 (5)夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/49615p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/49615p/</a>	砺波市不妊治療費助成事業実施要綱
健康センター	不育症治療費助成事業	・不育症の検査や治療に要した費用の一部を助成するもの。	・不育症の診断に係る検査（医療保険適用のみ） ・不育症と診断された方が妊娠した際に行われたヘパリンを主とした治療（医療保険適用のみ） ・1回の治療につき30万円まで助成する。 ＊「1回の治療」とは、不育症の診断に係る検査から、1回の妊娠を経てヘパリンを主とした治療に至る過程であり、医師の認めたもの。検査から相当の期間妊娠に至らない場合、医師の判断において検査のみを1回の治療とするることは差し支えない。 ＊食事療養費、文書料、差額ベット代など検査や治療に直接関係しない費用は除く。また、その他の助成金がある場合は、その金額を除く。	(1)不育症の検査や治療を受けている夫婦の両方又はいずれか一方が市内に住所を有し、かつ1年以上居住していること又は1年以上居住見込みであること。ただし、治療終了日及び申請受付日において市内に住所を有していること。 (2)夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと (3)医療保険に加入している夫婦	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/35247p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/35247p/</a>	砺波市不育症治療費助成事業実施要綱
健康センター	プレ妊娠健診費助成事業	妊娠出産に影響する疾患を早期に発見し、現在のからだの状態を把握する健診を受ける夫婦に対する健診費の助成を行うと共に、受診結果に基づき将来の妊娠に向けた健康管理（プレコンセプションケア）を行うもの。	回数 夫婦1組 1回まで	(1)申請日、健康診査を受診する日において夫婦共に市内に住所を有するもの。 (2)申請日における妻妻の年齢が40歳未満のこと。 (3)申請日において婚姻後（事実婚を含む）3年以内であること。 (4)富山県指定の実施医療機関においてプレ妊娠健診を受けること。 (5)他市町村において同様の健診を受けていないこと。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/68763p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/68763p/</a>	砺波市プレ妊娠健診費助成事業実施要綱
健康センター	ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症（子宮頸がん）予防接種にかかる任意接種償還払い	・ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症（子宮頸がん）予防接種に任意接種を自費で受けた方に対して、当該任意接種の費用を助成するもの	・任意接種費用の実費（接種日に属する年度における市が定める基準単価を上限とする）	(1)R4.4.1時点での市内に住所を有していること。 (2)16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症にかかる定期接種を3回完了していないこと。 (3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに、2価HPV、4価HPVの任意接種を受け実費を負担していること。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/48613p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/48613p/</a>	砺波市ヒトパピローマウイルス感染症にかかる任意接種償還払い要綱
健康センター	骨髓移植等の理由による予防接種費用助成事業	骨髓移植等により接種済みの定期の予防接種（予防接種法第5条第1項の規定に基づく）の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する者に対し、当該予防接種にかかる費用を補助するもの。	助成の金額は、任意予防接種の再接種にかかる費用とする。ただし、接種した日が属する年度の予防接種（A類疾病）業務委託単価を上限とし、助成の回数は、実施規則に規定する回数を上限とする。	(1)骨髓移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている。 (2)再接種を受ける日において砺波市内に住所を有する。 (3)接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規定による。	無		砺波市骨髓移植等の理由による予防接種費用助成事業
健康センター	多胎妊娠健診費助成事業	多胎妊娠における妊娠の適正な保健管理及び経済的負担を軽減するため、規定の日数に追加して健診を受診した多胎妊娠に対して健診費用の一部を助成するもの。	回数 5回まで 1回5,000円を上限とする	(1)健診を受診する日において市内に住所を有し、かつ多胎妊娠しているもの。	無		砺波市多胎妊娠健診費助成事業実施要綱
こども課	こども医療費の助成	市内に住所を有する児童等が医療を受ける場合、その保護者に対し子どもの医療に係る医療費の一部を助成するもの。	保険診療分の自己負担額（食事療養費等を除く）	18歳になる年の年度末まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/56371p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/56371p/</a>	砺波市こども医療費の助成に関する条例
こども課	三世代子育て応援給付金（三世代同居推進事業）	三世代同居（近居）の孫世代の子どもを0歳から2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈するもの。	給付の回数に関係なく子ども1人当たり最大10万円  入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす場合 子ども1人当たり10万円 2年以上3年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり6万円 1年以上2年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり2万円	出生後6か月から4月1日時点まで満3歳に達しており、次の条件を満たす子どもの保護者 (1)市内に住所を有する者 (2)これまでに保育所等を利用していなかった者（広域入所での利用を除く） (3)これまでに広域入所で市外の保育所等を利用していない者 (4)三世代家庭に属している者 (5)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/</a>	砺波市三世代子育て応援給付金交付要綱

担当課	名 称	概 要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等について公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
こども課	児童手当	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給するもの。 (目的：家庭等における生活の安全に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。)	(1)3歳未満1万5千円／月 (2)3歳以上小学校修了1万円／月 (第3子以降は1万5千円／月) (3)中学生 1万円／月 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満（令和4年10月支給分から適用） 5千円／月	中学校卒業までの者(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/47941p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/47941p/</a>	児童手当法 砺波市児童手当事務処理規則
こども課	とやまっ子子育て応援券	県と市町村で、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用ができる金券「とやまっ子子育て応援券」を配付するもの。	(1)第1子1万円分 (2)第2子は2万円分 (3)第3子以降は3万円分	3歳未満の児童に配付	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/6151p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/6151p/</a>	とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業実施要綱
こども課	妊娠婦医療費の助成	市内に住所を有する妊娠婦のうち、特定の疾病的診断を受けた者が医療を受ける場合、その医療に係る医療費の一部を助成するもの。	対象疾病にかかる保険診療分の自己負担額（食事療養費等を除く）	市内に住所を有する妊娠婦のうち、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産のいずれかの疾病的診断のあった者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2072p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2072p/</a>	砺波市妊娠婦医療費の助成に関する条例
こども課	未熟児養育医療給付	市内に住所を有する乳児のうち、出生時体重が2,000グラム以下又は身体の発達が未熟なままで産まれた赤ちゃんで、医師が入院療育を必要と認めた場合、その医療にかかる医療費の一部を助成するもの。	指定養育医療機関で行う未熟児の治療のうち、保険適用分の自己負担額（食事療養費を含む）	(1)出生体重が2,000g以下の未熟児 (2)医師が必要と認めた場合 指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めて、医師の診断を受けた者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2486p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2486p/</a>	砺波市母子保健法施行細則
こども課	遺児福祉金	遺児の福祉の増進を図ることを目的に、遺児の保護者に対し遺児福祉金を支給するもの。	(1)疾病等により父母と死別し、又はこれに準ずる境遇にあると市長が認めた児童 年額2万5千円 (2)疾病等により父母の一方と死別し、又はこれに準ずる境遇にあると市長が認めた児童 年額1万3千円	遺児の保護者（親権者、後見人その他これらに準ずる者であって遺児を現に監護する者）	無		砺波市遺児福祉金支給条例
こども課	ひとり親家庭等の医療費助成	保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成するもの。	医療費自己負担金を助成	市内に住所がある者で (1)ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2)父母が死亡する等で児童を養育する養育者及び児童	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2347p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2347p/</a>	砺波市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例
こども課	ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実とともに児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を全額助成	放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を全額助成	市内に住所があるひとり親家庭（母子家庭、父子家庭及び養育者家庭）の者のうち、児童扶養手当を受給している者（全部支給停止の方は除く。）	有	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/4292p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/4292p/</a>	砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成実施要綱
こども課	砺波市新生児出産サポート給付金	少子化対策と子育て支援、移住定住促進のために新生児が出生したときに助成するもの。	(1)第1子 50,000円 (2)第2子 70,000円 (3)第3子 107,300円	市内に住所を有する令和3年4月2日以後に出生した新生児の保護者 出生後1年間は市内在住を要件とし、1年以内に転出した場合は返還を求める。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/35716p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/35716p/</a>	砺波市新生児出産サポート事業実施要綱